

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
都道府県事業実施方針

都道府県名 香川県

策定：令和 5 年 3 月 1 4 日

I 収益性向上対策

1 目的

県土に占める耕地面積比率や農家世帯比率が全国上位に位置する本県の農業は、基幹産業の一つであり、農村における活力の源となっている。また、四季折々の多彩な農産物が県民の食卓に季節感や潤いを添えるとともに、やすらぎや癒やしの効果、水源かん養や洪水防止など、農業・農村が有する多面的機能により、県民の健やかな暮らしを支えている。

しかしながら、農業者の高齢化や減少、国内外の産地間競争の激化、農産物価格の低迷、消費者ニーズの多様化、さらには国の農政改革やＴＰＰをはじめとする経済連携協定の進展など、農業を取り巻く環境が大きく変化している。また、人口減少社会を迎える中、農村における集落機能が低下して、地域コミュニティの維持が困難な状況になっている。

一方、本県では、次世代を担う新規就農者や地域を支える集落営農組織の増加、担い手の規模拡大、女性の経営参画など、農業構造に明るい変化の兆しも見られるようになっている。また、水稻の「おいでまい」、さぬきうどん用の小麦「さぬきの夢」、アスパラガスの「さぬきのめざめ」、いちごの「さぬき姫」、キウイフルーツの「さぬきゴールド」や「さぬきキウイっこ」など、本県オリジナルの高品質なブランド農産物の生産が拡大している。こうした状況の下、今後の本県農業・農村の目指す姿として、これまでの取組みの成果と課題、本県の特性等を踏まえて、「農業の持続的な発展と活力あふれる農村づくり」を基本目標とする。

2 基本方針

作物名	内 容
全 般	取組による収益性の向上に係る成果目標は下記のとおり。ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を１年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、下記の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができるものとする。
水稻（主食用米、新規需要米、加工用米）、麦類、大豆	【推進すべき方向】 農家所得の確保を目的とした高付加価値化や低コスト化の取組を強化するとともに、不作付水田の増加を避ける観点から、新規需要米や加工用米など主食用以外の水稻の生産と需要拡大に取り組む戦略的な産地の育成を推進する。 また、麦類は、共同利用機械の整備や栽培の組織化、農作業支援体制の整備、担い手への作付集積を進め生産拡大を図るほか、大豆は、共同利用機械の整備により機械作業による省力化や排水対策の徹底による生産性の向上を推進する。 ○販売額又は所得額の１０％以上の増加※ ・ 中心的経営体の水稻、麦、大豆の作付拡大を推進 ・ 中心的経営体の機械作業の集約化を推進 ・ 産地管理施設の整備を推進 ・ 中心的経営体の水稻の品種転換を推進 ○労働生産性の１０％以上の向上※ ・ 中心的経営体の機械作業の集約化を推進 ・ ＩＣＴ等を活用した先端技術の導入を推進 ○契約栽培の割合の１０％以上の増加かつ５０％以上とすること ・ 複数年契約など播種前の事前契約を推進 ○農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること※ ・ 作業委託による労働時間の削減を推進 ○生産コスト又は集出荷・加工コストの１０％以上の削減※ ・ 中心的経営体の水稻の直播栽培を推進 ・ 中心的経営体の水稻の品種転換を推進 ・ 中心的経営体の機械作業の集約化を推進 ・ 穀類乾燥調製貯蔵施設の再編合理化を推進 ○農産物輸出の取組について (ア) 直近年の輸出実績がある場合、輸出向け出荷量又は出荷額の１０％以上の増加 (イ) 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合５％以上又は輸出向けの年間出荷量１０トン以上 ・ 輸出相手国の食文化等に合わせた栽培・調製等の推進 ・ ＧＡＰ、ＨＡＣＣＰ等の実施・取得の推進 ●スマート農業推進枠 ・ 生産性の向上や農産物の高付加価値化等に資するＩＣＴやロボット技術等を活用した事業効果の発現が確実に見込まれる取組みとし、※の「１０％以上の」とあるものを「１５％以上の」と読み替えたいずれかの成果目標を設定した場合に限る

野菜	露地品目（レタス、ブロッコリー、青ネギ、タマネギ、ナバナ、金時ニンジン、カンショ、ニンニク）	【推進すべき方向】 マーケットイン発想のブランド化による野菜の生産拡大を図るため、「質」の向上と「量」の確保の両面からの取組を推進する。また、県オリジナル品種の導入などにより、本県の強みを生かした高品質で特色のある野菜の生産拡大を推進する。さらに、野菜産地の持続的な発展に向け、農作業支援体制の整備や共同集出荷施設の再編整備などのきめ細かな支援に努める。 ○販売額又は所得額の１０％以上の増加※ ・共同育苗施設や共同集出荷施設の再編等による合理化を推進 ・機械化体系の導入により、収益性の高い露地野菜産地の形成を推進 ・パイプハウスや環境制御装置の導入による収益性の高い施設野菜産地の形成を推進 ○生産コスト又は集出荷・加工コストの１０％以上の削減※ ・集出荷施設の再編等による合理化を推進 ○労働生産性の１０％以上の向上※ ・機械化体系の導入により、収益性の高い露地野菜産地の形成を推進 ・環境制御装置の導入による収益性の高い施設野菜産地の形成を推進 ・集出荷施設の再編等による合理化の推進 ・ＩＣＴ等を活用した先端技術の導入を推進 ○契約栽培の割合の１０％以上の増加かつ５０％以上とすること ・集出荷、調製、貯蔵、加工機械施設の導入を推進 ・加工、業務用野菜の販路拡大を推進 ○農産物輸出の取組について (ア)直近年の輸出実績がある場合、輸出向け出荷量又は出荷額の１０％以上の増加 (イ)新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合５％以上又は輸出向けの年間出荷量１０トン以上 ・輸出向け集出荷、調製、貯蔵、加工機械施設の導入を推進 ・輸出向け野菜の販路拡大を支援 ○農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること※ ・作業委託による労働時間の削減を推進 ●スマート農業推進枠 ・生産性の向上や農産物の高付加価値化等に資するＩＣＴやロボット技術等を活用した事業効果の発現が確実に見込まれる取組みとし、※の「１０％以上の」とあるものを「１５％以上の」と読み替えたいいずれかの成果目標を設定した場合に限る ●施設園芸エネルギー転換枠 ○省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 ○燃油使用量の15%以上の低減 ・省エネ機器等の導入により、施設野菜における省エネルギー化を推進 なお、当該目標は生産支援事業のうち、施設園芸エネルギー転換枠に取組む場合に限り選択できる
	施設品目（イチゴ、アスパラガス、ミニトマト、キュウリ）	

果樹（カンキツ、ブドウ、モモ、キウイフルーツ、ナシ、ビワ、カキ、オリーブ）	【推進すべき方向】 「さぬき讃フルーツ」など本県の強みを生かし、ブランド力の強化と生産拡大を図る。また、果樹産地の持続的発展を図るため、高品質化に向けた栽培技術の導入や省力化・低コスト化に向けた生産体制の確立を推進する。 ○販売額又は所得額の１０％以上の増加※ ・本県が有する特徴のあるオリジナル品種等への生産拡大を推進改植の推進 ・集出荷施設の整備による消費者ニーズに対応した販売の推進 ○生産コスト又は集出荷・加工コストの１０％以上の削減※ ・集出荷施設の再編等による合理化による機能強化を推進 ○労働生産性の１０％以上の向上※ ・集出荷施設の整備による消費者ニーズに対応した販売の推進 ・集出荷施設の再編等による合理化による機能強化を推進 ○契約栽培の割合の１０％以上の増加かつ５０％以上とすること ・集出荷、調製、貯蔵、加工機械施設の導入を推進 ・加工、業務用果実の販路拡大を推進 ○農産物輸出の取組について (ア)直近年の輸出実績がある場合、輸向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 (イ)新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合、総出荷額に占める輸向け出荷額の割合５％以上又は輸向けの年間出荷量１０トン以上 ・輸向け集出荷、調製、貯蔵、加工機械施設の導入を推進 ・輸向け果実の販路拡大を支援 ○農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること※ ・作業委託による労働時間の削減を推進 ●スマート農業推進枠 ・生産性の向上や農産物の高付加価値化等に資するＩＣＴやロボット技術等を活用した事業効果の発現が確実に見込まれる取組みとし、※の「１０％以上の」とあるものを「１５％以上の」と読み替えたいいずれかの成果目標を設定した場合に限る ●施設園芸エネルギー転換枠 ○省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 ○燃油使用量の15%以上の低減 ・省エネ機器等の導入により、施設果樹における省エネルギー化を推進 なお、当該目標は生産支援事業のうち、施設園芸エネルギー転換枠に取組む場合に限り選択できる
--	--

花き	【推進すべき方向】 マーケットインの発想による県産花きのブランド力を強化するため、県オリジナル品種の導入を推進する。また、花き経営の安定など花き産業の健全な発展を図るため、規模拡大に必要な集出荷施設などの施設整備を推進する。さらに、生産力を強化するために必要となる施設や省力機械等の整備を支援する。 ○販売額又は所得額の１０％以上の増加 ・集出荷施設の再編等による合理化を推進 ・機械化体系の導入により、収益性の高い露地花き産地の形成を推進 ・パイプハウスや環境制御装置の導入による収益性の高い施設花き産地の形成を推進 ○労働生産性の１０％以上の向上 ・集出荷施設の再編等による合理化を推進 ・機械化体系の導入により、収益性の高い露地花き産地の形成を推進 ・スマート農業技術等の導入による収益性の高い施設花き産地の形成を推進 ○生産コスト又は集出荷・加工コストの１０％以上の削減 ・集出荷施設の再編等による合理化による機能強化を推進 ○契約栽培の割合の１０％以上の増加かつ５０％以上とすること ・集出荷、調製整、貯蔵、加工機械施設の導入を推進 ・加工（バック花）向け切り花の販路拡大を支援 ○農産物輸出の取組について (ア)直近年の輸出実績がある場合、輸向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 (イ)新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合、総出荷額に占める輸向け出荷額の割合５％以上又は輸向けの年間出荷量１０トン以上 ・輸向け集出荷、調製、貯蔵、加工機械施設の導入を推進 ・輸向け盆栽の販路拡大を支援 ○農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること ・作業委託による労働時間の削減を推進 ●スマート農業推進枠 ・生産性の向上や農産物の高付加価値化等に資するＩＣＴやロボット技術等を活用した事業効果の発現が確実に見込まれる取組みとし、※の「１０％以上の」とあるものを「１５％以上の」と読み替えたいいずれかの成果目標を設定した場合に限る ●施設園芸エネルギー転換枠 ○省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 ○燃油使用量の15%以上の低減 ・省エネ機器等の導入により、施設花きにおける省エネルギー化を推進 なお、当該目標は生産支援事業のうち、施設園芸エネルギー転換枠に取組む場合に限り選択できる
----	---

茶	【推進すべき方向】 茶の生産を維持するために、省力化の検討や加工品の原料となる新たな需要の創出を支援する。 ○販売額又は所得額の１０％以上の増加 ・機械化作業の導入による面積拡大の推進 ・加工用原料供給による販路拡大の推進
薬用作物	【推進すべき方向】 薬用作物の生産拡大を支援し、需要や立地条件などの地域の特性を踏まえ、生産振興を図る。 ○販売額又は所得額の１０％以上の増加 ・機械化による作業の省力化の推進 ・原料供給による販路拡大の推進 ○生産コスト又は集出荷・加工コストの１０％以上の削減 ・機械化による作業の省力化の推進 ○契約栽培の割合の１０％以上の増加かつ５０％以上とすること ・国内生薬メーカーとの契約の推進

３ 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

（１）本事業の推進・指導の方針 産地生産基盤パワーアップ事業の効率的な実施に向け、関係各課（農業生産流通課、農政課、農業経営課、農業改良普及センター等）及び市町と連携するとともに、農業者組織の代表、農業団体、関係機関、県で組織する香川県産地生産基盤パワーアップ事業推進協議会に諮り、推進・指導に当たるものとする。 （２）管内の地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針 産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、農業者組織の代表、農業団体、関係機関、県で組織する香川県産地生産基盤パワーアップ事業推進協議会で実施する。また、本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域農業再生協議会等の管内関係者（県、市町、農業者団体等）で事前審査体制を構築するよう指導するものとする。

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

対象作物	取組要件
水稻、麦類、大豆	○ 補助事業施設 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)の別表2の整備事業メニュー欄に掲げる施設を助成対象とする。 ○ 取組要件 交付等要綱の別記2の要件等、国の要件を満たす取組を事業対象とする。
野菜	
果樹	
花き	
茶	
薬用作物	

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
水稻、麦類、大豆	○ 取組要件 交付等要綱の別記2の要件等、国の要件を満たす取組を事業対象とする。 ○ 補助対象機械及び資材 香川県特定高性能農業機械導入計画と整合させつつ、本事業の成果目標の達成に必要な不可欠な助成対象とする機械（導入・リース導入）、資材については、別表1～3に掲げるものとする。 中古農業機械等の場合は、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上あること、一般競争入札の実施等、国の要件を満たすこと。
野菜	
果樹	
花き	
茶	
薬用作物	

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
水稻、麦類、大豆	○ 取組要件 交付等要綱の別記2の要件等、国の要件を満たす取組を事業対象とする。ただし、技術実証は、事業終了後に本事業で販売額向上の取組を実施することを前提としたものに限る。 ○ 補助対象機械 香川県特定高性能農業機械導入計画と整合させつつ、産地としての販売額向上に必要な不可欠な実証機械については、別表1～3に掲げるものとする。 中古農業機械等の場合は、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上あること、一般競争入札の実施等、国の要件を満たすこと。
野菜	
果樹	
花き	
茶	
薬用作物	

(2) 整備事業

交付等要綱の別記2に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

1 計画申請時

(1) 基金事業

ア整備事業

① 概算設計書、見積書、事業費の積算根拠となる資料、② 費用対効果分析、③ 施設の規模算定根拠、④ 位置図、配置図、平面図、⑤ 施設の管理運営規程、⑥ 前年度の青色申告書（農業者の場合）等

イ生産支援事業及び効果増進事業

① 申請者の定款等、② 機械の利用計画、③ 営農計画書の写し、④ 能力・台数の算定根拠、⑤ 見積書、⑥ カタログ、⑦ 位置図等
機械導入にあつては、この他費用対効果分析、経営面積等の拡大又は「単位面積当たりの販売額の増加」等に必要な地域のモデルとなる農業機械等であることがわかる資料等
中古農業機械等にあつては、この他法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上であることがわかる資料等

(2) 整備事業

(1) のアに準ずる。

2 請求時

(1) 基金事業

ア整備事業

① 施設整備に係る入札関係書類、② 工事請負契約書、③ 出来高設計書 等

イ生産支援事業及び効果増進事業

① リース導入に係る入札関係書類、② 発注書、③ リース契約書、④ 借受書、⑤ 納品書・請求書、⑥ 領収書（支払済みの場合）等

(2) 整備事業

(1) のアに準ずる。

6 取組主体助成金の交付方法

知事は市町長に助成金を交付し、市町長は取組主体に助成金を交付する。なお、交付に係る様式については、国の様式を準用するものとする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

- 契約に当たっての条件（一般競争入札等）
- 助成金の返還（事業要件を満たさないことが判明した場合）
- 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納
- 財産の管理等
- 財産処分の制限
- 取組主体事業計画の評価
- 個人農業者は、青色申告等を行っていること

8 その他

- ・ この実施方針の策定に伴い、産地生産基盤パワーアップ事業都道府県事業実施方針（令和2年7月7日策定）は廃止する。
- ・ 産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年 1 月20日付け27生産第2390号農林水産省事務次官通知）及び産地パワーアップ事業実施要領（平成28年 1 月20日付け27生産第2391号、27政統第490号農林水産省生産局長、政策統括官通知）に基づき、令和元年度までに実施した事業については、なお従前の例による。
- ・ 産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産省事務次官依命通知及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知）に基づき、令和 4 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。